定款変更につき通知公告

当社は、平成二十五年五月十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十五年四月二十五日

大阪府八尾市南木の本一丁目九番地

笠井産業株式会社

代表取締役　笠井　実

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十五年五月十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十五年四月二十五日

大阪市北区西天満四丁目四番一八号

豊秀興産株式会社

代表清算人　宮下　尚幸

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十五年五月十一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十五年四月二十五日

広島市中区幟町五番一一号

万壽不動産株式会社

代表取締役　脇本　省吾

株式譲渡制限設定につき株券提出公告

当社は、定款を変更して譲渡による株式の取得につき取締役会の承認を要する旨の定めを設けることにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、効力発生日である平成二十五年六月三十日までに当社にご提出下さい。

平成二十五年四月二十五日

兵庫県豊岡市元町一〇番二号

エンドー鞄株式会社

代表取締役　遠藤玄一郎

合併につき株券等提出公告

当社は、ぎふしん総合サービス株式会社と合併して解散することにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、効力発生日である平成二十五年六月二十日までに当社にご提出下さい。

平成二十五年四月二十五日

岐阜県岐阜市吉津町二丁目一番地

ぎふしんコンピュータサービス株式会社

代表取締役　小林　和雄

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である金井健治が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十五年四月二十五日

東京都大田区新蒲田一丁目一〇番七号

ビエクスドウェル・インク

日本における代表者　金井　健治

限定承認公告

本籍愛知県春日井市藤山台十丁目二番地一〇、最後の住所名古屋市守山区天子田一丁目一一六番地の二　被相続人　亡　柴田　與一

右被相続人は平成二十四年十二月二十九日死亡し、その相続人は平成二十五年四月十二日名古屋家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年四月二十五日

名古屋市名東区社台二丁目二三八番地コーポ久光二Ａ号

相続財産管理人　柴田　君代

限定承認公告

本籍京都府与謝郡与謝野町字四辻七二五番地二、最後の住所京都市北区衣笠高橋町四〇番地衣笠グリーンハイツ二一三号

被相続人　亡　坂根　諄

右被相続人は平成二十五年一月六日死亡し、その相続人は平成二十五年四月五日京都家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年四月二十五日

京都市北区上賀茂烏帽子ヶ垣内町二三番地二七

相続財産管理人　坂根　正恭

優先資本金の額の減少に係る事項の公告

当社は平成二十五年五月十日予定の取締役の決定に先立ち、資産の流動化に関する法律第百十条第二項の規定により公告致します。

一、各優先資本金の額の減少をする目的

優先資本金の額のうち、特定資産の売却又は消費税の還付等により生じた余裕金相当額を本計画に係る業務の終了前に償還し、又は本特定目的会社が利用可能な資金をもって優先出資社員に早期に投下資本回収の機会を与えるため（以下、特定資産の売却若しくは消費税の還付その他本特定目的会社が利用可能な余裕金を総称して「現金余裕金」という。）。

二、各優先資本金の額の減少をする要件

優先資本金の額の減少額は、本特定目的会社の現金余裕金の範囲内で、(i)特定資産を売却した場合には、その簿価から当該事業年度中に期限前償還すべき特定社債の額及び期限前弁済すべき特定目的借入金の額を控除した額、(ii)確定申告により還付を受けることのできる消費税等の額、及び(iii)その他本特定目的会社が利用可能な余剰現金の合計額を上限とする五万円の整数倍で取締役が相当と判断する額とする。

三、各優先資本金の額の減少をする時期

現金余裕金が生じた場合で取締役が適当と認める時期に行う。

四、減少する各優先資本金の額

金三億八千万円

五、各優先資本金の額の減少において消却する優先出資の種類及び口数

当社は一種類の優先出資を発行しており、いずれの優先出資も優先資本金の額の減少において消却する対象となる。

優先資本金の額の減少において消却する優先出資の口数は七千六百口である。

六、各優先出資の消却の方法

任意買入消却とする。即ち、取締役が決定する優先資本金の額の減少額を、買入れを希望する優先出資社員の中から優先出資一口につき金五万円で任意買入消却する。希望者多数の場合には、出資比率に応じて決定する。

七、各優先資本金の額の減少において消却に要する金額

金三億八千万円

八、各優先資本金の額の減少の対象となる優先出資の種類

当社が発行している優先出資の種類は一種類であり、いずれの優先出資も優先資本金の額の減少の対象となる。

平成二十五年四月二十五日

東京都千代田区丸の内二丁目二番三号

二番町インベストメント特定目的会社

取締役　飯森　賢二

訂正公告

平成二十五年四月十七日（号外第八十三号）掲載の相続財産管理人杉浦登に係る相続債権者受遺者への請求申出の催告中、「本籍静岡県浜松市中区佐藤一丁目一〇三七番地二、最後の住所静岡県浜松市中区佐藤一丁目一五―二」とあるは、「本籍浜松市中区中央三丁目一〇六番地二、最後の住所浜松市南区西町八三六番地の二」の誤りにつき訂正します。

平成二十五年四月二十五日

静岡県湖西市吉美三二五七番地グリーンビルＡ―一―Ｈ

相続財産管理人　杉浦　登

正誤

ページ	段	行	誤	正
二八九	下	終りから五	第五十八条の二第五十八条	

平成二十五年一月十一日国土交通省告示第五十四号（平成十六年国土交通省告示第七百七十二号の一部を改正する件）

（原稿誤り）

七ページ三段終りから一九行目から一七行目中「この告示は、公布の日から施行し、独立行政法人都市再生機構がこの告示の施行の日以降に締結する」は「この告示による改正後の規定は、独立行政法人都市再生機構が平成二十四年十二月十二日以降に締結した」の誤り。

ページ	段	行	誤	正
二三四	上	一〇	第三項	第四項
〃	〃	〃	第四項	第五項

平成二十五年三月三十日（号外特第六号）経済産業省告示第八十四号（租税特別措置法施行規則第二十一条の十五第二項から第四項まで及び第六項並びに第二十二条の五十九第二項から第四項まで及び第六項に規定する経済産業大臣の認定に関する手続を定めた件）

（原稿誤り）

平成二十五年三月三十日（号外特第六号）公布内閣府令第十五号（投資法人の計算に関する規則の一部を改正する内閣府令）

（原稿誤り）

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　四月二十四日付特第一一号
付政府調達第七七号四〇ペ

二ページ●同月二十五日付第八九号六四ページ●同日
ージ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月二、五九六円（本体二、五二〇円）　本号一部　一三六円（本体一三〇円）　（配送料別）